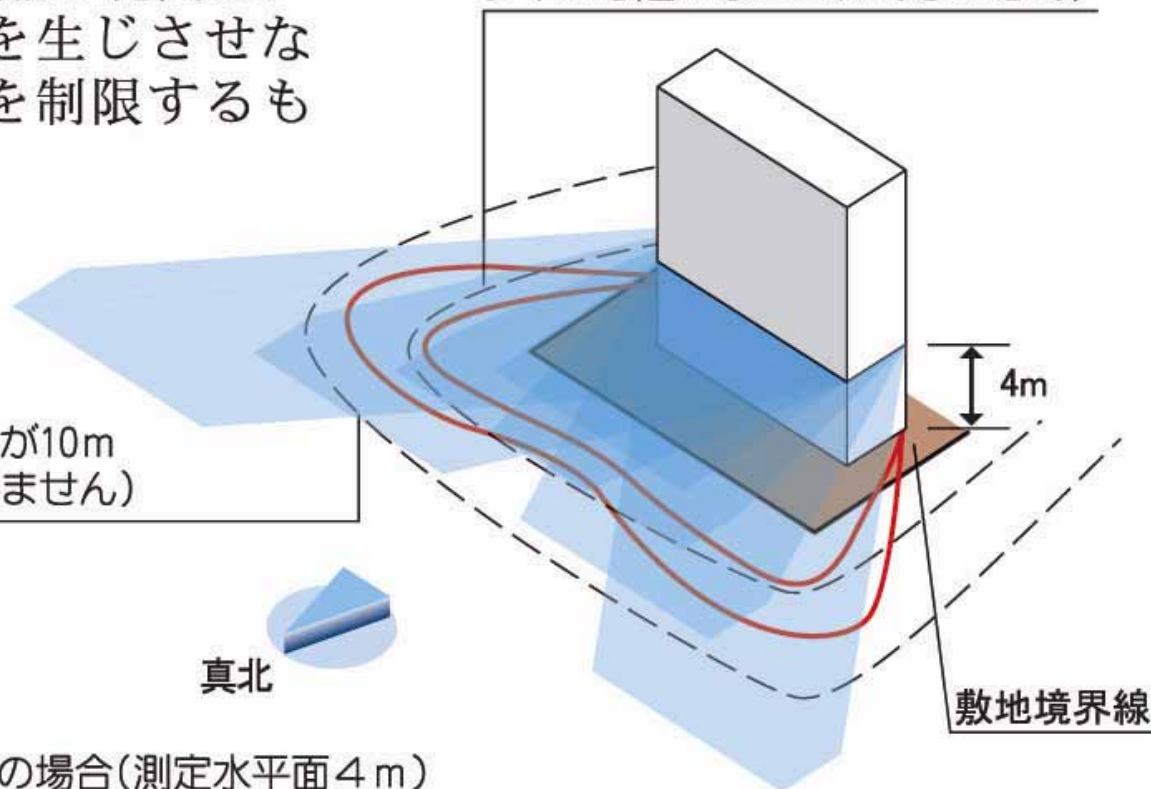


●日影規制

冬至の日の午前8時～午後4時までの8時間に、一定の距離の範囲に、一定の時間以上の日影を生じさせないように、建物の形態を制限するものです。

10mライン(2.5時間日影線が10mラインを超えることはできません)

5mライン(4時間日影線が5mラインを超えることはできません)



【例：第一種住居地域】
日影規制：4時間・2.5時間の場合(測定水平面4m)